

八戸市立市民病院床頭台等設置運営事業要求水準書

この要求水準書は、八戸市立市民病院(以下「市民病院」という。)において床頭台等の設置運営を行う事業者(以下「運営事業者」という。)が、事業を行うことを前提に市民病院が要する本事業の水準を示し、参加事業者の提案の具体的な指針となるものである。

1. 市民病院の概要

(1) 病床数 608 床 (一般病床:552 床、精神病床:50 床、感染病床:6 床)

(2) 利用者数

・入院患者数 524 人/日(平成 29 年度)

・外来患者数 995 人/日(平成 29 年度)

(3) 利用率

・病床利用率 90.6%(平成 29 年度)

・平均在院日数 13.2 日(平成 29 年度)

・手術件数 4,531 件(平成 29 年度)

・分娩件数 1,242 件(平成 29 年度)

(4) 面会時間

・15 時から 19 時まで

(5) テレビカード売上(参考)

・平成 29 年度 25,793,270 円

2. 設置設備

設置設備については下記のとおりとする。なお、設置場所及び設置台数は募集時の予定であり、実際の設置時や運用開始後に変更となる場合がある。

	設置設備	数量	備考
1	カード式液晶テレビ	552 台	うち予備 5 台
2	床頭台	540 台	うち予備 5 台
3	冷蔵庫	537 台	うち予備 5 台

テレビ・床頭台・冷蔵庫 設置場所別内訳					(単位：台)
部署	①	②	③	④	
7階化学療法		10			①テレビ+冷蔵庫
7階西		51		4	②テレビ+床頭台+冷蔵庫
6階西		50			③テレビ+床頭台
6階東		50			④テレビ
5階西		50			
5階東		50			
4階西		50			
4階東		50			
3階西		46			
3階東		50			
2階周産期 ※1	8	47			
2階GCU		2			
2階透析室			11		
1階感染症病棟		18			
小計	8	524	11	4	
テレビ		547			
床頭台		535			
冷蔵庫		532			
4	洗濯機 ※2			25 台	各病棟 2 台ずつ (CCM は 1 台)
5	乾燥機 ※2			25 台	各病棟 2 台ずつ (CCM は 1 台)
6	カード販売機 ※2			9 台	
7	カード精算機 ※2			1 台	
8	テレビ+BD/DVD プレーヤーセット			11 組	

※1 4床室用間仕切り家具（備え付け）に組み込むこと。

※2 設置場所の詳細については別添1 院内平面図参照

3. 利用料金等

	項目	料金等
1	テレビカード販売価格	1,000 円/枚 (税込)
2	テレビ視聴可能時間	1,400 分/枚
3	冷蔵庫	100 円/日 (税込)
4	洗濯機	100 円/回 (税込)
5	乾燥機	100 円/30 分 (税込)

※税率変更後も各利用料金の変更はしないものとする。

4. 設置設備の基本要件

設置設備の基本要件については下記の条件を満たすものとし、運営事業者自らが整備するものとする。

(1) カード式液晶テレビ

- ・新品とする。
- ・プリペイドカード方式とする。カードタイマーは残度数又は残り時間が表示されるものとし、冷蔵庫の使用状態が容易に見分けられるものとする。
- ・テレビ視聴可能時間は、カード1枚あたり1,400分とする。
- ・当院の設備で視聴可能である地上デジタル放送及びBSデジタル放送がプリペイドカードによって視聴できること。(別添2 テレビ共聴設備系統図参照)
- ・15インチ以上の液晶ワイド画面(16:9)とする。
- ・操作はワイヤレスリモコンで行うものとする。
- ・イヤホンを接続し、音声を聞くことができるものとする。
- ・イヤホンの差込口が利用者にわかりやすい位置にあること。
- ・テレビアームを(2)の床頭台に設置し、ベッドからでも視聴しやすい角度に調整できるものとする。ただし、7階個室S 4室に関しては、テレビアームではなく据置タイプとする。

(2) 床頭台

- ・新品とする。
- ・転倒防止等、安全に配慮されたものであること。
- ・利用者の療養環境の妨げとならないこと。
- ・床頭台の外形寸法は(1)のテレビを含めて概ね幅 55cm×奥行 55cm×高さ 140cm 程度であること。
- ・課金装置(テレビ、冷蔵庫及び電話機用)、スライドテーブル、鍵付の引出し、コンセントを備えていること。
- ・スライドテーブルは、給食のお膳が安定して置けること。
- ・鍵付の引出しは、貴重品(財布等)が保管できるよう十分なサイズがあり、安全に管理できるよう、こじ開けられにくい等防犯対策された構造であること。
- ・鍵及び錠の形状はシリンダーキー方式、プレートキー式、IC カード式のいずれかとし、操作が簡単で、紛失及び破損時の対応が迅速に行えるものであること。
- ・鍵の紛失時に対応できるマスターキー等を備えること。
- ・コンセントは、床頭台に内蔵され口数は一口以上とすること。
- ・利用者が立ち上がる際につかまることができるよう、キャスターはロック及び解除が容易でロック状態が見やすく、移動が可能であること。
- ・テレビアームを折りたたみテレビを収納した際には、時計やカレンダー等の小物を置けること。
- ・地震等の災害時に被害を防ぐため、テレビより上方には物を置けないようにすること。

(3) 冷蔵庫

- ・新品とする。

- ・利用者の療養環境の妨げとならないこと。
- ・ハンフロン式で、静音性を考慮したものとする。
- ・(2)の床頭台に設置できること。
- ・冷蔵庫の利用料金は、1日あたり100円とする。
- ・冷蔵庫の利用料金の支払いは、プリペイドカード方式とする。
- ・500ミリリットルペットボトルを立てた状態で冷蔵でき、且つ、軽食等が冷蔵できること。

(4) 洗濯機

- ・新品とする。
- ・洗濯機の利用料金は、1回あたり100円とする。
- ・洗濯機の利用料金の支払いは、プリペイドカード方式又は現金に対応可能であること。
- ・洗濯容量は、概ね4.5kg以上とし全自動洗濯機とする。
- ・各病棟の洗濯室に設置できる大きさ・形状であること。(設置場所の詳細については別添1 院内平面図参照)

(5) 乾燥機

- ・新品とする。
- ・乾燥機の利用料金は、30分あたり100円とする。
- ・乾燥機の利用料金の支払いは、プリペイドカード方式又は現金に対応可能であること。
- ・乾燥容量は、概ね4.5kg以上とする。
- ・洗濯機の上部に架台等を設けることにより設置できる大きさ・形状であること。
- ・ただし、(4)の洗濯機に乾燥機能が備わっている場合は乾燥機の設置は必要ないものとする。

(6) カード販売機

- ・販売価格は、1枚あたり1,000円とする。
- ・テレビカード販売機である旨を分かりやすく表示すること。
- ・一万円札及び五千円札にも対応していること。
- ・指定場所へ設置すること。(設置場所の詳細については別添1 院内平面図参照)
- ・販売するカードは、他のカードと間違えないデザインとすること。また、当院でのみ使用できるものであること。
- ・販売明細が出力でき、市民病院担当者及び運営事業者の双方で確認できるものであること。
- ・安全(転倒防止対策)、防犯対策について十分に配慮すること。
- ・車椅子の利用者が利用しやすい設計であること。
- ・トラブル発生時の連絡先を明記すること。

(7) カード精算機

- ・テレビカード精算機である旨を分かりやすく表示すること。
- ・精算手数料は徴収しないこと。
- ・未使用のカードであっても、全額精算すること。
- ・指定場所へ設置すること。(設置場所の詳細については別添1 院内平面図参照)
- ・精算明細の出力ができ、市民病院担当者及び運営事業者の双方で確認できるものであること。

- ・安全(転倒防止対策)、防犯対策について十分に配慮すること。
 - ・トラブル発生時の連絡先を明記すること。
- (8) テレビ+BD/DVD プレーヤーセット (病棟貸出用)
- ・15インチ以上の液晶ワイド画面(16:9)のテレビとBD/DVD プレーヤーのセットとする。
 - ・BD/DVD プレーヤーの利用料金は、無料とする。
 - ・BD/DVD プレーヤーは別置タイプとすること。
 - ・テレビとBD/DVD プレーヤーは接続された状態で運用すること。
 - ・電源用延長コード(概ね3m)を設置すること。

5. 管理運営体制の基本要件

(1) 設置設備の保守管理

- ・設置設備の維持管理、補修等のメンテナンスサービスは運営事業者が責任を持って行うこと。
 - ・設置運営に必要な各種法令に基づく許認可等は運営事業者が責任をもって行うこと。
 - ・設置設備の破損・紛失・盗難については運営事業者の負担とする。
 - ・設置設備の故障等の連絡を受けた場合は速やかに対応すること。
 - ・設置設備の定期保守点検を月2回以上実施すること。
 - ・洗濯機及び乾燥機は半年に1回以上、分解点検を実施すること。
 - ・当院にて年1回実施している停電作業の際には、周知及び対応に協力すること。
 - ・運営事業者は、各病棟において職員が業務上の洗濯を無料で行うことができるよう、措置を講じる
- こと。
- ・市民病院の管理運営上及び診療上の事由により、設置設備等の仕様に変更が生じた場合は、運営事業者の負担で適宜対応すること。
 - ・カード販売機及びカード精算機の現金回収とつり銭の補充は、運営事業者が行うこととする。
 - ・運営事業者は、洗濯機、乾燥機、カード販売機及びカード精算機について、毎月15日までに前月の稼働状況を市民病院に提出すること。
 - ・運営事業者は、市民病院と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定めること。

(2) 設置設備の修理、交換及びクリーニング

- ・運営事業者は、倉庫兼常駐員待機場所として病棟7階に待機室を設け、常駐作業員を配置し、以下の作業を行うこと。
 - ア 患者の入院、退院及び病室の移動の際に床頭台・テレビ・冷蔵庫等の清掃を行う。
 - イ 設置設備が故障した場合は、速やかに修理又は予備品との交換を行う。
- ・速やかな対応が必要となるため、運営事業者には市民病院内のみで使用可能である PHS を1台貸し出すこととする。
- ・常駐作業員の人数・常駐時間等は運営事業者の提案とする。
- ・常駐作業員が対応できない重大な故障が発生した場合、概ね半日以内に、対応できる作業員が当院に到着できる体制であること。

(3) 設置設備に関する苦情・相談の処理

- ・設置設備に関する利用者からのクレームは誠意をもって、且つ、迅速に対応すること。
 - ・運営事業者は利用者及び市民病院の意見を積極的に聴取し、サービス向上に努めること。
- (4) 設置設備の取り扱い説明の作成と掲示
- ・運営事業者は、設備の使用方法や料金等が分かりやすい利用案内を作成し、各設備に備え付けること。
 - ・カード式液晶テレビについては、チャンネル案内表を作成し備え付けること。
 - ・これらの表示が破損・汚損した場合には速やかに交換すること。
 - ・これらの表示の内容に変更が生じた場合には速やかに交換すること。
- (5) 設置設備の入替
- ・設置設備の入替については、空白期間のないように現在の運営事業者と調整の上で行うこと。また、業務内容について引継を確実にし、病院業務に支障のないようにすること。
 - ・設備の設置、運営及び撤去のために市民病院の改修が必要な場合は、双方協議の上で行い、運営事業者の負担とする。
 - ・設置運営期間の満了等により設置設備を撤去する場合は以下の点について留意すること。
 - ア カード精算については運営事業者の責任において実施し、利用者の不便が生じない措置をとること。
 - イ 空白期間のないように次の運営事業者と調整の上で行うこと。また、業務内容について引継を確実にし、病院業務に支障のないようにすること。
 - ウ 市民病院が指定する期日までに原状に復して返還すること。

6. 責任分界点

(1) 設置設備の責任分界点

- ・設置設備に係る責任分界点は以下のとおりとする。
 - ア カード式液晶テレビ 病室壁のアンテナ接栓
 - イ 洗濯機及び乾燥機 給水側:水道蛇口 排水側:床の排水口
 - ウ 設置設備の電源 コンセント

7. その他

(1) 各種支払い

- ・貸付料は、八戸市立市民病院床頭台等設置運営事業プロポーザル提案書作成要領 2提案書作成内容 (6)のとおりとする。
- ・設置設備に係る光熱水費等の必要経費相当分は貸付料に含まれるものとする。
- ・カード式液晶テレビに係るNHK放送受信料は、BS受信契約とし運営事業者が負担すること。

(2) 契約条件等

- ・社会情勢の変化等やむを得ない事由により、貸付料率の変更を必要とする場合は、運営事業者から市民病院へ詳細な事由の説明を行い、承認を得なければならない。
- ・契約期間内であっても次の各号に該当するときは契約を解消することができる。

ア 運営事業者の原因により契約書等に定められた業務を怠ったとき。

イ 病院業務及び職員の業務執行を妨げ又は詐欺その他不正行為があったとき。

ウ 運営事業者の原因により、市民病院及び利用者に対する信用失墜行為があったとき。

エ 運営事業者の原因により、利用者に著しい損害を与えたとき。

オ その他運営事業者が契約書等に定められた条項に違反したとき。

なお、これらの理由により契約を解消した場合において、運営事業者に損害が生じても市民病院は一切の賠償は行わない。

- ・設置運営期間の満了、又は契約を解消したとき運営事業者の責任において現状に復すること。

(3) その他

- ・八戸市財務規則等の関係法令を遵守すること。
- ・貸付期間中に消費税率及び地方消費税率に変更が生じた場合、施工日後の集計分の貸付料については変更後の消費税率及び地方消費税率を適用する。
- ・契約書、提案書等で定まっていないこと等疑義が生じた場合は、病院と運営事業者の協議による。